

第 3 回検討分科会（拡大）10 月 31 日後の意見具申に向けた起草作業の工程

- 10 月 31 日** 第 3 回検討分科会（拡大）
- ・意見具申に向けた論点の整理
- 11 月 21 日** 起草委員会（第 3 回）
- ・10 月 31 日の検討分科会（拡大）において起草委員以外の委員から意見を頂くことを今回の開催の趣旨とするとの検討分科会長の発言を踏まえて頂戴した検討分科会での議論を吟味するとともに骨格案について議論
 - ・次回の起草委員会は起草を行う 7 名の委員及び分科会長、事務局（担当部長、担当課長、課長代理、主任）により作業を行うこととすることを指示するとともに、その作業のため各委員に具体的な作業を依頼することも併せて説明
- 11 月 28 日** 骨子案の文章化
- ・11 月意見具申案の本文について骨子の文章化に当たり、分科会長から 11 月 21 日で指名した 7 名の起草委員に対してそれぞれの臨時委員としての専門分野にそって執筆を依頼（7 名の委員の作業着手）（12 月 12 日〆切）
 - ・分科会長と事務局で従来の議論を改めて総点検するとともに、文章化の作業を開始。分科会長は年末年始にそれらを完成させ、吟味を行う。
- ☆これより 7 名の起草委員は作業に着手し、分科会長・事務局と 7 名の起草委員の両方の作業を並行して進める。
- 12 月 6～22 日** ・7 名から拝受した依頼項目及び追加された起草文書を踏まえ 12 月より開始した意見具申草案に組み入れる作業を 1 月 14 日前までに行う。それを踏まえて 1 月 14 日開催の起草委員会で 7 名の起草委員と分科会長、事務局で内容の確認及びディスカッションを行うこととする。
- 1 月 14 日** 起草委員会（第 4 回）
- ・意見具申の作成、内容確認、取組内容、記載方法について議論
- 1 月 15 日以降 2 月 6 日まで**
- ・意見を踏まえて意見具申案を更新し、分科会長により全体調整作業を行う。
- 2 月 10 日** 第 4 回検討分科会（拡大 2）
- ・意見具申案の説明と審議

（付記）11 月以降、分科会長と事務局は対面による会議を 6 回開催し、各回約 6 時間にわたり検討作業や修正を含む協議を行うとともに、随時オンラインでの打合せも実施した。